地方自治体が自主性・主体性を最大限に発揮できるようにするため、地方創生の取組に要する経費について、地方財政計画の歳出に計上し、地方交付税を含む地方の一般財源を充実すべきである。

また、地方創生の取組に要する経費については、地方交付税の算定において、地方自治体が地方創生や人口減少の克服に取り組むための財政需要を的確に反映するための指標を用いた算定を行うべきである。

人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるためには、人口、経済、地域社会の課題等の構造的な課題に対して一体的に取り組むことが必要である。このような構造的な課題の解決には長期間を要するため、平成28年度以降も平成27年度の取組を継続し、地方創生の取組を息長く支援すべきである。

⑵　地方税収の増収のための取組の推進

地域経済の活性化は、税源涵養を通じて税収の増加をもたらし、地域の自立や地方財政の質の向上に貢献する。同時に、地方での新しい雇用の創出が、地方への新しい人の流れを創出するという、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立することが期待される。

地域には、自然、景観、文化、再生可能エネルギー、地場産品等の多様な地域資源がある。また、産業界、大学等教育機関、地域金融機関等の地域経済活性化の担い手がいる。このような地域の持っている資源や人材、そして知恵を活かした地域経済の活性化が求められている。

このため、産・学・金・官の連携により、雇用吸収力の大きな地域密着型企業の立ち上げを支援する「ローカル10,000プロジェクト[10]」や、自立的で持続可能な地域エネルギーシステムの構築を図る「分散型エネルギーインフラプロジェクト[11]」などを推進し、地域全体の所得の向上を図り、税収増に直結する地域の経済構造改革に着手することが必要である。

また、地域の活性化を図るため、中核性のある都市が近隣市町村と有機的に連携し、地方中枢拠点都市圏[12]や定住自立圏[13]を形成し、圏域全体の経済成長の牽引、高次の都市機能の集積、生活機能サービスの確保・向上といった取組を推進すべきである。

このような地域の経済構造改革や広域連携の取組を推進するために、適切な財政措置が必要である。

⑶　地方への新しい人の流れの創出

地方創生を推進するためには、地方への新しい人の流れをつくる、地域社会を担う個性豊かで多様な人材を確保することが必要である。このため、地域における地域活性化を担う人材確保の取組や、都市から地方への移住・定住等を支援すべきである。

具体的には、都市地域から条件不利地域に生活の拠点を移し地域協力活動を行い、地域への定住・定着を図る「地域おこし協力隊」制度の推進や、移住希望者に対する移住情報の提供や相談支援、移住者に対する就職・住居支援などの取組を進めるべきである。

⑷　地方大学の力を活かした地方創生

地方大学は、これまで、地域における高等教育及び学術研究機会の提供と、地域社会における知的・文化的拠点としての中心的役割を担ってきた。さらに、国を挙げて「人口減少克服・地方創生」という課題に取り組む中で、地方大学が地方自治体や地元企業などと連携した「地方への新しい人の流れをつくる」、「地方に仕事をつくる」取組を実施することが期待されている。

とりわけ、地方からの人口流出は、大学進学時と卒業後の最初の就職時という２つの時点において顕著であることから、大学卒業後の若者の地方定着を促進するため、在学中から大学の授業等においてインターンシップを実施することなどにより地域との関わりを深める取組や、卒業生が地方に定住して働くことのできる雇用を創出することが必要である。

このため、地方大学への進学、地元企業への就職や都市部の大学から地方企業への就職を促進するよう、地元企業とも協力しつつ、奨学金を活用した大学生の地元定着の取組や、地方自治体と大学との連携による雇用創出・若者定着に向けた取組が重要であり、国においてもこれに対する支援措置を講じる必要がある。

特に、公立大学は、地方自治体が設置する大学として、率先して地域課題の解決に取り組む使命を有しており、積極的に産業振興・雇用創出の取組を行うことが期待される。

３．社会保障・税一体改革の着実な推進

社会保障は、年金を除く医療・介護・子育てなどが地方自治体を通じて国民に提供されており、地方自治体の役割が極めて大きい。社会保障制度改革については、国と地方が一体となって推進していくことが重要である。このため、社会保障制度改革の具体的な内容について、国が地域における社会保障の運営責任者である地方側と十分に協議を行い、その理解と協力を得ることが必要である。

子ども・子育て支援新制度[14]は、当初の予定どおり、平成27年４月からの施行が予定されている。新制度では、住民の幼児教育・保育等の需要を調査し、計画的なサービス提供の責務が地方自治体に課されることとなる。もとより、住民の保育ニーズを踏まえ、待機児童の解消等に地方は取り組んでいるところであるが、新制度における地方自治体の責務と役割にふさわしい財源を確実に確保すべきである。

介護保険制度については、平成27年度から開始される第６期介護保険事業計画を着実に実施するとともに、地域医療介護総合確保基金[15]の所要額の確保等により、医療・介護の一体的な提供を可能とする地域包括ケアシステム[16]の構築を推進すべきである。また、介護報酬改定にあたっては、介護従事者の処遇改善に取り組むべきである。

国民健康保険制度については、持続可能な制度を構築するため、社会保障・税一体改革において方針の決まっている低所得者対策のうち、未だ実現していない保険者支援制度[17]の拡充（1,700億円程度）を速やかに実施するとともに、後期高齢者支援金の全面総報酬割導入[18]等により生じる財源を優先的に活用した追加公費投入によりさらなる財政基盤の強化を図り、財政上の構造問題を解決すべきである。あわせて、その運営については、都道府県が市町村との適切な役割分担を行いつつ、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等、中心的な役割を担う仕組みとすべきである。また、高齢化に伴い医療費の増加が見込まれる中で、将来にわたる安定的な制度運営が可能となるよう、今回の国保改革以降も国は適切な措置を講じていくべきである。

４．東日本大震災からの復興

東日本大震災からの復旧・復興には莫大な費用を要するが、住民とともに復旧・復興に取り組む被災自治体の財政運営に支障が生じることがあってはならない。

平成25年１月29日に開催された復興推進会議において、集中復興期間（平成23年度～平成27年度）における復旧・復興事業の規模と財源について、見直すことが決定され、震災復興特別交付税などの財源確保が図られている。この方針に従い、東日本大震災の復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、地方の所要の事業費及び財源を確実に確保し、復旧・復興事業が着実に実施される必要がある。

５．合併後の市町村の姿に対応した地方交付税の算定

「平成の合併」により、全国の市町村数は大幅に減少する一方、１市町村当たりの平均面積が拡大する等その姿が大きく変化した。

合併市町村においては、各コミュニティの維持・活性化を担うとともに、災害時には災害対策の活動拠点となる支所の重要性が増している。また、行政区域の拡大に伴い必要な経費が増加する行政サービスもある。

このため、平成26年度から段階的に行われている支所に要する経費の算定を継続するとともに、合併算定替の特例期間の状況を踏まえながら、引き続き、市町村の姿の変化に対応して、これを地方交付税の算定に適切に反映していく必要がある。

６．地方財政の健全化、透明性の向上等

⑴　地方公会計の整備促進

地方自治体の財政状況について、住民や議会に対する説明責任を果たすとともに、公共施設等のマネジメントを適切に実施するためには、発生主義・複式簿記といった企業会計の考え方及び手法を参考として、固定資産台帳を含む財務書類等を整備していくことが重要である。